

第52回臨時会

伊方町議会議録

令和2年11月30日 開会

伊方町議会

第52回伊方町議会臨時会会議録

招集年月日	令和2年11月30日	
招集の場所	伊方庁舎4階議場	
開会（開議）	11月30日 10時00分宣告	
応招議員	1番 高月 芳人 2番 木嶋 英幸 3番 末光 勝幸 4番 清家慎太郎 5番 福島 大朝 6番 菊池 隼人 7番 山本 吉昭 8番 小泉 和也 9番 中村 敏彦 10番 吉川 保吉 11番 阿部 吉馬 12番 吉谷 友一 13番 菊池 孝平 14番 中村 明和 15番 高岸 助利	
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	16番 竹内 一則	
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 中田 克也 書記 岩村 寿彦 書記 奥山 清司 書記 篠川 俊一	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 爲俊 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 坂本 明仁 危 機 管 理 監 足利 博文 総合政策課長兼産業課付課長（農林水産担当） 橋本 泰彦 町 民 課 長 菊池 暁彦 保 健 福 祉 課 長 小野瀬博幸 建 設 課 長 寺谷 哲也 産業課付課長（観光商工担当） 田中 洋介 瀬 戸 支 所 長 大森 貴浩 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教 育 委 員 会 事 務 局 長 菊池 嘉起	
町長提出議案の項目	報告第4号 町長の専決処分事項報告について 議案第89号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定 議案第90号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 議案第91号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定 議案第92号 亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	選挙第1号 仮議長選挙 木嶋英幸議員に対する懲罰の件	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。（会議規則第127条）	
	4番 清家 慎太郎議員	5番 福島 大朝議員

伊方町議会第52回臨時会議事日程

令和2年11月30日(月)

午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

日 程 第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

追加日程 第 1 仮議長選挙 (選挙第1号)

日 程 第 3 木嶋英幸議員に対する懲罰の件

〃 第 4 町長の専決処分事項報告について (報告第4号)

〃 第 5 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について (議案第89号)

〃 第 6 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第90号)

〃 第 7 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について (議案第91号)

〃 第 8 亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について (議案第92号)

1 閉会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（副議長 木嶋英幸） おはようございます。

副議長の木嶋です。竹内議長が入院中ですので、今期臨時会は変わりました、議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより、伊方町議会第52回臨時会を開会いたします。

欠席議員は、1名であります。定足数に対しております。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（副議長 木嶋英幸） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（副議長 木嶋英幸） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。

本日、ここに伊方町議会第52回臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

また、議員の皆様方には、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、本日ご提案をいたします案件でございますが、町長の専決処分事項報告1件、条例改正が3件、工事請負契約の締結が1件でございます。

いずれも重要な案件でございますので、ご審議のうえ適切にご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議事日程報告

○議長（副議長 木嶋英幸） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、4番 清家慎太郎議員、5番 福島大朝議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、1日と決定いたしました。

木嶋英幸議員に対する懲罰の件

○議長（副議長 木嶋英幸） 日程第3「木嶋英幸議員に対する懲罰の件」を議題といたします。

報告書の写しを書記に配布させます。

地方自治法第117条の規定により、副議長の私が除斥となります。したがって、私が除斥の間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員の中で、高岸助利議員が年長者ですので、高岸議員、議長席をお願いいたします。

○臨時議長（高岸助利） 高岸助利でございます。地方自治法第107条の規定により、仮議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

選挙第1号

○臨時議長（高岸助利） 追加日程第1、選挙第1号、仮議長選挙を行います。

お諮りいたします。仮議長選挙は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行うことにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。よって、選挙は投票により行うことに決定いたしました。

議場の閉鎖を求めます。

只今の出席議員は、14名であります。次に、開票立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に、高月芳人議員及び末光勝幸議員を指名いたします。後ほど、開票の立会をお願いいたします。

投票用紙を書記に配布させます。

配布漏れはありませんか。配布漏れはなしと認めます。投票箱を議会事務局長に点検させます。異常なしと認めます。念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。なお、最多得票者が複数の場合は、地方自治法第118条第1項の規定により、当選人をくじで決定いたします。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

只今から投票を行います。事務局長が、議席順に、議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

○事務局長（中田克也） それでは、読み上げます。1 番高月芳人議員、3 番末光勝幸議員、4 番清家慎太郎議員、5 番福島大朝議員、6 番菊池隼人議員、7 番山本吉昭議員、8 番小泉和也議員、9 番中村敏彦議員、10 番吉川保吉議員、11 番阿部吉馬議員、12 番吉谷友一議員、13 番菊池孝平議員、14 番中村明和議員、15 番高岸助利議員。

○臨時議長（高岸助利） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。高月芳人議員、末光勝幸議員、開票の立会をお願いいたします。

開票の結果を発表いたします。投票総数 14 票、有効投票数 14 票、無効投票数 0 票。有効投票のうち中村明和議員 8 票、高岸助利議員 4 票、阿部吉馬議員 1 票、清家慎太郎議員 1 票以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は、4 票以上であります。よって、中村明和議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

只今、仮議長に当選されました中村明和議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、当選の告知をいたします。中村議員、あなたが仮議長に当選されました。直ちに、承諾及び就任のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

○仮議長（中村明和） 皆さんの推薦をいただきまして、仮議長になりました中村です。何分、不慣れな点が多々あると思いますが、皆様の協力を得まして円滑に進めてまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○臨時議長（高岸助利） 仮議長、そこでお待ちください。

以上で、私の臨時議長の職務を終わります。ご協力ありがとうございました。

仮議長、議長席にお着きください。

木嶋英幸議員に対する懲罰の件

○仮議長（中村明和） それでは、日程第 3「木嶋英幸議員に対する懲罰の件」について、委員長への報告を求めます。懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（清家慎太郎） 議長

○仮議長（中村明和） 清家委員長

○懲罰特別委員長（清家慎太郎） それでは、報告を行います。

懲罰特別委員会審査報告書

本委員会は、11 月 2 日の本会議において、委員 6 名をもって設置され、「木嶋英幸議員に対する懲罰の件」の審査を付託されたものである。この件について慎重に審査を行った結果を、伊方町議会会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告する。

1 懲罰審査対象の議員

伊方町議会議員 木嶋 英幸

2 懲罰審査の対象となる理由

上記議員が令和2年11月2日伊方町議会第51回臨時会にて議決された陳謝文の朗読を拒否したため。

3 審査の経過（概要）

(1) 伊方町議会懲罰特別委員会の設置及び委員会の開催

本委員会は、令和2年11月2日付で、提出者の清家慎太郎議員、中村明和議員、吉川保吉議員、小泉和也議員、末光勝幸議員、高月芳人議員の連署により、木嶋英幸議員に対する懲罰動議が提出されたため、同日、伊方町議会委員会条例第7条第1項の規定により懲罰特別委員会が設置され、同条例第8条第4項の規定により、6名の委員が議長により指名された。同日、同委員会を招集し、委員長に清家慎太郎議員、副委員長に高月芳人議員を選任した。

以後、下記の通り2回にわたって委員会を開催し、慎重に審査が行われた。

令和2年11月17日

木嶋英幸議員本人聴取

令和2年11月25日

審査結果のまとめ

懲罰の種類決定

(2) 懲罰特別委員会での審査

本人からの弁明を受け、その後質疑を行ったが、結論から言うと自己弁護に終始し、議会全体の統一意思である議決に従わなかったという議員としての重大な義務違反及び木嶋英幸議員の意見発表の限度を超えた発言で関係者等の名誉が著しく棄損されたという事を全く理解しようとしなかった。

また、「次に懲罰が出されるようであれば、僕は受け入れることができません」と発言するなど、懲罰に真摯に向き合う姿勢が全くなかった。

これらは、伊方町議会の品位を著しく汚し、その信用を地に墮とす行為である。

今後、伊方町議会の秩序を維持し、品位を保つため、また、議会に対する町民からの信頼を回復させ円滑な議会運営を図るために、木嶋英幸議員には懲罰を科すことが妥当であるとの結論に至った。

4 審査の結果

以上のことから、木嶋英幸議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1項第3号の規定による7日間の出席停止とすることに全会一致で決定した。

報告は以上です。

○仮議長（中村明和） これより質疑に入ります。委員長報告に対する質疑はありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論ありませんか。

○議員（山本吉昭） 議長

○仮議長（中村明和） 山本議員

○議員（山本吉昭） 一般質問の発言についての懲罰ということでございますが、私は一番最初からこの懲罰については、異議がありました。今までの内容からすれば、議会議会でその発言についてこれまでも議運の委員長が調整をしながら、やってまいりました。この懲罰については、反対をいたします。

○仮議長（中村明和） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（清家慎太郎） 議長

○仮議長（中村明和） 清家議員

○議員（清家慎太郎） 私は、本案に賛成をいたします。今回の一般質問の発言というのは、過去例がないほど悪質な発言がございまして、1つにはありもしない発言を捏造し、確かに・・・濡れ衣を着せた発言がございました。そのような発言を認めて、発言の自由としていけば伊方町議会の品位が地に落ちます。また、できる範囲の調査を行ったという話でございましたが、役場の担当課にさえ聞いていない、いったいそれはどんな十分な調査だったのか。そんな不十分極まりない調査で事実に基づかない一般質問を今後、決して続けさせるわけにはいかないので、ここで1つの区切りを付けるべきだと考えますので、私は本案に賛成いたします。

○仮議長（中村明和） 次に、原案に反対者の発言を許します。反対者おられませんか。

以上で、討論を終結いたします。これより、木嶋英幸議員に対する懲罰の件を採決いたします。この採決は、起立によって行います。本件に対する委員長の報告は、木嶋議員に7日間出席停止の懲罰を科すことです。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

起立多数です。よって、木嶋議員に7日間出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

木嶋議員の入場を求めます。

只今の議決に基づいて、これから木嶋議員に懲罰の宣告を行います。木嶋議員に起立を求めます。木嶋議員に、7日間出席停止の懲罰を科します。

木嶋議員の退場を求めます。

報告第4号

○仮議長（中村明和） それでは、日程第4「町長の専決処分事項報告について」報告第4号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松爲俊） 議長

○仮議長（中村明和） 副町長

○副町長（濱松爲俊） 報告第4号 町長の専決処分報告について、ご説明いたします。

町長の専決処分事項報告については、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの
でございます。案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、
宇和島市の法人でございます。和解の要旨は、令和2年10月14日午後2時45分頃、伊方町湊
浦伊方町役場駐車場で発生した公用車の車両事故で、職員が現場に向かうため駐車場所から
左折した際、駐車していた相手車両に接触したものでございます。損害賠償の額は、7万9,300
円で専決処分年月日は、令和2年11月13日であります。なお、こうした事故が起こらないよ
う全職員に対し、安全運転について注意喚起してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○仮議長（中村明和） 報告事項であります。質疑があれば承ります。質疑ありませんか。
（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

以上で、報告第4号「町長の専決処分事項報告について」閉じます。

議案第89号

○仮議長（中村明和） 日程第5「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支
給条例の一部を改正する条例制定について」議案第89号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○仮議長（中村明和） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） 議案第89号 伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁
償支給条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、国の人事院勧告において、指定職俸給表適用職員の期末手当が改正され、それにあ
わせて愛媛県知事の期末手当が0.05月引き下げられたため、県知事の期末手当を準拠しており
ます、伊方町議会議員の期末手当を、年間で0.05月引き下げるものでございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第1条と第2条の2段階で改正を行うものとしておりまして、まず第1条で、
令和2年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12月の期末手当につきまして、現行の100分の170.0を100分の165.0とし、100分の5の
引き下げとなることから、年間の合計は、100分の335.0となります。

続いて、第2条でございますが、令和3年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の
合計100分の335.0を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ100分の167.5とするもので
ございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めて
おりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第1条の改正内容は、令和2年

12月1日から適用いたします。

また、附則第2条の改正内容につきましては、令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○**仮議長（中村明和）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第89号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第89号「伊方町議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第90号

○**仮議長（中村明和）** 日程第6「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第90号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**総務課長（坂本明仁）** 議長

○**仮議長（中村明和）** 総務課長

○**総務課長（坂本明仁）** 議案第90号 伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、国の人事院勧告及び愛媛県知事の期末手当の引き下げに伴い、伊方町の特別職の職員の期末手当を、年間で0.05月引き下げるための条例改正でございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

この条例は、第1条と第2条の2段階で改正を行うものとしておりまして、まず第1条で、令和2年度の期末手当の支給に関して、改正を行います。

12月の期末手当につきまして、現行の100分の170.0を100分の165.0とし、100分の5の引き下げとなることから、年間の合計は、100分の335.0となります。

続いて第2条でございますが、令和2年度以降の支給につきましては、年間の期末手当の合計100分の335.0を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ100分の167.5とするものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めておりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第1条の改正内容は、令和2年12月1日から適用いたします。

また、附則第2条の改正内容につきましては、令和3年4月1日から施行すると定めており

ます。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○**仮議長（中村明和）** これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）
質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第90号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第90号「伊方町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第91号

○**仮議長（中村明和）** 日程第7「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第91号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○**総務課長（坂本明仁）** 議長

○**仮議長（中村明和）** 総務課長

○**総務課長（坂本明仁）** 議案第91号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由をご説明いたします。

本案は、人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告等により、伊方町職員の給与の見直しを行うための条例改正でございます。

改正内容の説明は、新旧対照表により行いますので、別添の参考資料をご覧ください。

まず、第1条関係は、条例第19条第2項の改正でございまして、職員の期末手当の改正でございます。

改正前は、6月と12月に支給する期末手当は、それぞれ100分の130であったものを、6月はそのままで、12月は100分の125とし、100分の5を引き下げることから、年間の合計は100分の255となります。

次の、同条第3項は再任用職員の期末手当に関する読み替え規定でございまして、第2項の改正に伴っての改正となりますが、再任用職員に対して支給される期末手当の改正はございません。

次に、第2条関係でございまして、期末手当の令和3年度以降の支給につきまして、年間合計100分の255を、6月と12月に均等に振り分け、それぞれ100分の127.5として支給するものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、附則において、公布の日から施行すると定めておりますが、議決をいただきましたら、速やかに公布を行い、第1条の改正内容は、令和2年

12月1日から適用いたします。

また、附則第2条の改正内容につきましては、令和3年4月1日から施行すると定めております。

以上でございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○仮議長（中村明和） これより質疑に入ります。

○議員（山本吉昭） 議長

○仮議長（中村明和） 山本議員

○議員（山本吉昭） ちょっとわかりにくいですけども、再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中100分の125とあるのは、100分の72.5とするっていう表現があるんですけど、ちょっとわかりにくいですけど、これの文面理解というのはどういうふうな理解でよろしいのでしょうか。

○総務課長（坂本明仁） 議長

○仮議長（中村明和） 総務課長

○総務課長（坂本明仁） ご説明いたします。先ほど、お読みいただいた同項中100分の125とあるのは、この125というのはですね、正職員の規定でございます。正職員は、125ですが、再任用職員については100分の72.5を支給するという元々の規定でございます。それを今回正職員の部分が125から127.5となりましたので、正職員の部分は変わりますが、下の再任用職員に対する72.5というのはそのまま据え置きということで改正はございません。以上でございます。

○仮議長（中村明和） 質疑ありませんか。（「なし」の発言あり） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり） 討論なしと認めます。

これより議案第91号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり） 異議なしと認めます。

よって、議案第91号「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は、呼鈴でもってお知らせいたします。

只今から議員全員協議会を開催しますので、関係者の皆様は、直ちに全員協議会室に、お集まりください。

休憩 10時47分

再開 11時5分

議案第92号

○仮議長（中村明和） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第8「亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について」議案第92号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業課付課長（田中洋介） 議長

○仮議長（中村明和） 産業課長

○産業課付課長（田中洋介） 議案第92号 亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について、提案理由をご説明いたします。

本工事は、近年の揚湯量低下などの源泉状況をふまえ、源泉井戸内の洗浄工事を行い、揚湯量の安定化を図るものです。

現在、施工中であります。変更前請負金額4,422万円に1,185万円を増額し、変更後請負金額を5,607万円とし、事業の完成を図るものでございます。

主な変更内容は、次のページの図面をご覧ください。当初の計画は、左の図になりますが、温泉井戸洗浄において洗浄管を挿入した際、地下590m付近で滞留物があり、それ以上の深さまで進めなくなりました。詰まりを想定していない当初の工法ではこれを解消することができないため、右側の図にあるように掘削機を用いた洗浄工法に変更するものでございます。

契約の相手方は株式会社NNCエンジニアリング南魚沼支社でございます。

なお、工期は令和3年1月20日ではあります。12月中旬ごろまでには温泉が送れるようにと考えております。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○仮議長（中村明和） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第92号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第92号「亀ヶ池温泉源泉設備改修工事請負契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○仮議長（中村明和） これで、本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

閉会にあたり、町長から挨拶があります。

○町長（高門清彦） 議長

○仮議長（中村明和） 町長

○町長（高門清彦） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会におきましては、提案いたしましたところ議案に対しまして、ご承認をいただき、誠にありがとうございました。

今年も残すところあと一か月となり、本格的な寒い時期となっております。

議員各位におかれましては、健康にご留意をいただきますようお願いを申し上げます、閉会のご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○仮議長（中村明和） これをもちまして、伊方町議会第 52 回臨時会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

（閉会時間 11 時 40 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長（副議長）

伊方町議会臨時議長

伊方町議会仮議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員